

# 平成24年度事業計画

社会福祉法人宇都宮市社会福祉協議会

## 事業計画

### ◎事業方針

近年、少子高齢化が急速に進行し家族形態の変化や個人の価値観・ライフスタイルの多様化などにより、人々の連帯意識が希薄化してきており、地域社会において、様々な福祉課題や生活課題が生じている中、昨年は東日本大震災などの自然災害が多く発生し、地域社会において人と人との「絆」が見直されております。

本会では住民参加を主体とした地域福祉活動を推進する団体として、誰もが住み慣れた地域や家庭で自立した心豊かな生活が送れるよう、ともに支えあい助けあいながら、安心して暮らし続けることができる地域社会の実現を目指して、「第2次宇都宮市地域福祉活動計画」を策定し、計画に基づき地区社会福祉協議会とともに、様々な福祉事業や福祉活動に取り組んでまいりました。今年度は、平成25年度からの「第3次宇都宮市地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉推進の中核的組織として地域の様々な福祉課題に向き合い、地域におけるネットワークを構築するための新たな事業展開も視野に入れながら、より一層の地域福祉の発展に尽力します。

また、本会が実施している介護保険事業及び宇都宮市から受託している指定管理施設等につきましては、厳しい状況下ではありますが更なる経営安定化・効率化に努めサービスの質の向上を図り効果的な運営を行います。

### ◎事業概要

#### 1. 地域福祉活動の推進

##### (1) 住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けることができる地域社会の実現

##### (ア) 地区社会福祉協議会と連携による地域福祉活動の推進

ともに支えあう地域社会を目指して、福祉協力員による見守り・声かけ活動やひとり暮らし高齢者ふれあい会食事業などを推進するほか、ひとり暮らし高齢者など日常的に支援が必要な方の安心、安全な暮らしを促進するため「安心・安全情報キット」を配布することで地域におけるネットワークを構築し、福祉の増進を図ります。

また、仲間づくりや生きがいくりの場（サロン）を小地域で設置できるよう事業の促進を図ります。

さらに、第2次地域福祉活動計画が終了することから、第3次地域福祉活動計画を策定します。

#### **(イ) 市社会福祉協議会の地域福祉活動の推進**

住み慣れた地域や家庭で自立した心豊かな生活が送れるよう、利用会員と協力会員で構成する有償のファミリーケアサービス事業、様々な福祉課題・生活課題について相談支援を行う総合相談センター事業、福祉車両・車いすの無料貸し出し事業などを推進し自立した生活への支援に取り組みます。

#### **(2) ボランティア活動・市民活動の推進**

ともに支え合い助け合うことを基本としたボランティア活動を推進するため、ボランティア登録を随時受け付け、ボランティアを必要とする人と活動を希望する人との仲介・調整を行うとともに、ボランティア情報の提供やボランティア養成講座を開催し、ボランティア活動への参画の促進に取り組みます。

#### **(3) 地域福祉を支える基盤の整備**

##### **(7) 関係機関・団体等との連携・協働の推進**

ともに支えあう地域社会を実現するためには、地域住民の主体的な活動が不可欠であり、ボランティア・市民活動グループや自治会・民生委員児童委員協議会などの関係機関、障害者福祉会連合会・老人クラブ連合会などの福祉団体、高齢者・障がい者・児童の福祉施設など、あらゆる組織との連携を強化し、互いの特性や機能を発揮しあいながら協働して地域福祉活動の推進を図ります。

##### **(4) 地域福祉活動への参画促進**

地域住民の福祉活動への参画を促進するため、社協だよりやホームページなどにより幅広い福祉情報の提供を行い、本会への理解と協力を図るとともに地域福祉活動の啓発に努めます。

## **2. 介護保険事業の推進**

介護保険法に基づき、要介護者等の心身の状況に応じた介護サービスを提供するとともに、介護保険事業者としてサービスの質の向上を図り、適切に介護保険事業を推進します。

### 3. 指定管理施設等の管理・経営

老人福祉センター、障がい者福祉センター等の指定管理施設について、利用者、市民から評価が得られるようサービスの向上に努めるとともに、より効率的・効果的かつ施設の機能を最大限に発揮できるよう適切な管理運営を行います。

また、宇都宮市及び栃木県社会福祉協議会からの受託事業については、その事業の目的及び趣旨に基づき適切な事業の実施に努めます。

◎具体的な事業

1. 地域福祉活動の推進

(1)住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けることができる地域社会の実現

基本施策 / 事業	内 容
(ア)地区社会福祉協議会と連携による地域福祉活動の推進	
①コミュニティワークの推進	地区社会福祉協議会において実施している地域福祉事業の推進を支援するために、各ブロックごとにコミュニティワーカーを配置し、よりきめ細かな小地域福祉活動の支援を行い、安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進します。
②福祉協力員活動の促進  ・福祉協力員地域ブロック別研修会の開催(年1回)  ・福祉協力員活動費助成	地区社会福祉協議会の福祉協力員活動として、同じ地域で暮らす住民として、福祉に関する問題や悩み・不安や孤独感を抱えている方々に対して、見守りや声かけを行うなど「住民相互の支えあい運動」を促進します。  先進地区の事例などを取り入れた研修会などを開催し、福祉協力員の活動促進に努めます。  地区福祉協力員連絡会に対し活動費を助成します。 (@1,000×人数+地区割)
③ひとり暮らし高齢者ふれあい会食事業の促進  ・ひとり暮らし高齢者ふれあい会食事業助成	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者の方々を対象に定期的に会食会を開催し、孤独感の解消を図るとともに地域での仲間づくりを推進します。  地区社会福祉協議会が開催している、ひとり暮らし高齢者ふれあい会食事業の開催費用の一部を助成します。 (年6回以上12回まで・開催回数×400円×(参加者+5名))
④敬老会開催の支援	宇都宮市、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会が共催で開催し、地域ぐるみで行う敬老会などの開催費用の一部を助成します。
⑤地区福祉まつり事業の促進	地区社会福祉協議会が関係機関・団体と連携・協働して開催している地区福祉まつり事業の開催費用の一部を助成します。 (5年間まで・1回あたり50,000円以内)
⑥地区社協だよりの発行促進	各地区社会福祉協議会の活動状況の紹介や地域の福祉に関する情報を提供するため、地区社協だよりの発行費用の一部を助成します。 (年1回・発行費の1/2)
⑦男性高齢者調理講習会事業の促進	地区社会福祉協議会が開催して、おおむね65歳以上の男性高齢者を対象としている男性高齢者調理講習会の事業費の一部を助成します。 (材料費及び講師謝礼金等の合計額の1/2)
⑧ふれあい・いきいきサロン設置の促進 ※新規事業	地域住民が生きいきと地域の中で健康で楽しく暮らしていけるように、仲間づくりや生きがいづくりの場(サロン)を、小地域で設置できるよう、関係機関、団体等と連携しながら、事業の促進を図ります。
⑨安心・安全情報キットの配布 ※新規事業	ひとり暮らし高齢者など日常的に支援が必要な方々の安心、安全な暮らしを促進するために、福祉協力員活動として関係機関、団体等と連携しながら、対象者本人の情報を記載したシートを筒の中に収納するキットを配布し、対象者の緊急時の早期対応、また住民相互の支えあい、助けあい活動を促進します。
⑩第3次宇都宮市地域福祉活動計画の策定 ※新規事業	平成24年度に第2次宇都宮市地域福祉活動計画が終了することから、平成25年度からの第3次宇都宮市地域福祉活動計画を策定します。

(イ)市社会福祉協議会の地域福祉活動の推進

①ファミリーケアサービス事業の推進	日常生活を営む上で支障のある高齢者、障がい者、妊産婦などに必要な家事援助サービスを提供します。 ・提供日 月曜日～金曜日 9:00～17:00
②総合相談センター機能の強化	地域住民の抱える生活・福祉問題等の様々な心配ごと、悩みごと等の相談に応じられるよう相談窓口を開設します。 開設日 月曜日～金曜日 開設時間 9:00～15:00 身近な場所で相談受けることができるように老人福祉センター等で月1回巡回相談を開設します。 ※今年度より精神保健福祉相談開設
③福祉理美容出張補助サービス事業の推進	理美容店に向くのが困難な在宅の高齢者で、理美容の出張サービスを希望する方に、福祉理美容出張サービスの出張補助券を提供します。 (年間6枚までの補助券交付)
④ひとり暮らし高齢者ふれあい訪問事業の推進	おむね70歳以上のひとり暮らしの高齢者の自宅を定期的に訪問し、乳酸菌飲料を手渡すなどの方法により、安否を確認します。
⑤福祉車両貸出サービス事業の推進	車イス等を使用しなければ歩行等が困難で一般の交通機関を利用しにくい方に、車いすごと乗車できる福祉車両を貸出します。 ・利用回数 月2回で、1回につき2日まで
⑥車イス等貸出サービス事業の推進	一時的に車イス等の利用が必要な市民を対象に貸出を行います。
⑦福祉機器・介護用品展示室の開設	要介護高齢者等の日常生活の向上や介護者の介護の軽減を図るための、福祉機器及び介護用品の情報を提供するため、福祉機器・介護用品展示室を常設します。 ・福祉機器の情報提供 ・介護用品の情報提供 開設日時 月曜日～金曜日 8:30～17:15
⑧援護事業の実施	所持金紛失等により、目的地まで行くことができない行旅人に対して、旅費を貸付けます。(限度額500円)
⑨社会福祉資金貸付事業	緊急もしくは一時的に生活費等に支障をきたした世帯に資金を貸付けます。 ・貸付対象:市内に6ヶ月以上居住している方 ・貸付限度額:50,000円以内 ・貸付利子:無利子 ・連帯保証人:1人
⑩移送サービス事業の推進	在宅の重度障がい児者及び介護認定を受けた方等を対象に、病院に通院するための送迎を有償で行います。
⑪在宅介護者のつどいの推進	在宅で高齢者や障がい者の介護にあたっている方々に対し、在宅サービスの情報提供を行い、介護疲れを軽減し、相互の交流、心身のリフレッシュを図ります。

(2)ボランティア活動・市民活動の推進

基本施策／事業	内 容
(ア)ボランティアへの理解の促進	
①ボランティア養成・ボランティア活動の推進	地域で幅広く活動するボランティアを養成するため、ボランティアを始めるきっかけづくりの講座などを開催し、ボランティアへの理解の促進やボランティア活動への参画を推進します。
・ボランティアの相談・登録・調整	ボランティアに関する相談に応じるとともに、個人や団体の登録受付を行い、ボランティアを必要とする人と活動を希望する人の調整を行います。
・ボランティア体験プログラムの実施	エコキャップ運搬ボランティアの体験を行います。 (毎月1回／年12回)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア入門講座の開催 (ぼらんていあSaturday)</li> <li>・学生ボランティアの養成 サマーボランティアスクール</li> <li>・技能ボランティアの養成 災害福祉救援ボランティア養成講座</li> <li>傾聴ボランティア養成講座</li> <li>コミュニティフレンド養成講座 ※新規事業</li> <li>災害福祉救援ボランティアフォローアップ研修</li> </ul>	<p>ボランティア活動への興味・関心から始まる入門講座を開催します。 (7月、12月、1月／全3回)</p> <p>高校生から大学生、専門学校生を対象としたボランティアスクールを開催します。(7月、8月／全3回)</p> <p>災害福祉救援ボランティアを養成するための講座を開催します。 (6月／全5回)</p> <p>傾聴ボランティアを養成するための講座を開催します。 (9月／全4回)</p> <p>障がいのある方の社会参加を促進するため、障がいのある方と社会参加、余暇を共にし、社会との接点を広げ多くの人との関わりを広げる活動を支援するボランティアを養成するための講座を開催します。 (H25.1月／全2回)</p> <p>災害福祉救援ボランティア登録者を対象に、フォローアップ研修を開催します。 (H25.1月／全1回)</p>
<p>②ボランティア団体への活動支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間支援組織との連携強化</li> <li>・ボランティア研修会の開催</li> </ul>	<p>ボランティア団体が独自に開催する研修会への支援などを行い、ボランティア個人の資質の向上や団体が円滑に活動できるよう支援します。</p> <p>宇都宮市まちづくりセンター等の中間支援組織との連携を強化します。</p> <p>登録しているボランティア団体・個人を対象に、研修会を開催します。 (H25.3月)</p>
<p>③出前福祉講座及び福祉共育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出前福祉講座の実施</li> <li>・福祉共育サポーター養成講座</li> <li>・出前福祉講座連絡会の開催 ※新規事業</li> <li>・福祉共育推進セミナーの開催 ※新規事業</li> </ul>	<p>障がい者当事者団体やボランティアグループとともに、車いすやアイマスクなどを用いて出前福祉講座を開催し、障がいの理解と福祉活動への参画を推進します。</p> <p>また、共に学び共に成長していく「福祉共育」を推進し、福祉の増進に努めます。</p> <p>学校や地域を対象として出前福祉講座を開催します。(随時)</p> <p>福祉共育サポーターを養成するための講座を開催します。 (H25.2月／全4回)</p> <p>講師・アシスタント等を含めた連絡会を開催するとともに、出前福祉講座のプログラム開発に取り組みます。(年2～3回程度)</p> <p>福祉共育推進セミナーを開催します。(年1回)</p>
<p>④災害ボランティアセンター機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害ボランティアセンター運営訓練の実施</li> <li>・災害情報の収集・発信</li> </ul>	<p>「災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」に基づき、災害ボランティア養成講座や各種訓練等を随時行いながら、地域住民の防災意識の高揚と災害時におけるボランティア活動への理解を促進するとともに、災害ボランティアセンターの機能強化を図ります。</p> <p>市が主催する防災訓練に災害福祉救援ボランティアとともに参加し、災害時に備えた訓練と、災害ボランティアセンター運営訓練を行います。</p> <p>災害情報を広く収集し、市民に対し発信します。</p>
<p>⑤善意銀行事業の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金銭・物品の預託・払出し</li> <li>・収集物品の預託</li> <li>・火災見舞金の交付</li> </ul>	<p>市民の方々からお預かりした善意の物品や金品を、日常生活に支障をきたしている方々や福祉施設・事業所などに拠出するとともに、使用済み切手やプルタブなどを収集し貸し出し用車いすなどの整備に充てるなど、住民同士の支えあい、助けあい活動を推進します。</p> <p>市民からの善意の金品の預託を受け、必要とする個人・施設等に払出を行い、活用します。</p> <p>使用済み切手、プルタブ、エコキャップ等の預託を受けます。</p> <p>火災全焼世帯を対象に、見舞金を交付します。 (1世帯10,000円)</p>

### (3)地域福祉を支える基盤の整備

基本施策 / 事業	内 容
<b>(ア) 関係機関・団体等との連携・協働の推進</b>	
①自治会・民生委員児童委員協議会など 関係機関との連携・協働の推進	ともに支えあう地域社会を目指して、本会が取り組む福祉協力員活動やひとり暮らし高齢者ふれあい会食事業などにおいて、自治会、民生委員児童委員協議会、地域包括支援センターなどの関係機関との連携・協働を進めます。
②福祉団体などとの連携・協働の推進	地域住民の福祉活動への参画を促進するため、ボランティアセンターが取り組む「出前福祉講座」「ボランティア養成講座」や、地域で取り組む各種福祉イベントにおいて、障害者福祉連合会や老人クラブ連合会などの福祉団体と連携・協働を進めます。
③福祉施設・事業所などとの連携・協働の推進	地域住民の福祉活動への参画を促進するために、各種福祉イベントにおいて、高齢者・障がい者・児童の福祉施設・事業所との連携・協働を進めます。
<b>(イ) 地域福祉活動への参画推進</b>	
①広報・啓発活動の強化  ・広報紙の発行  ・ホームページの充実	地域住民の福祉活動への参画を促進するため年4回「社協だより」を発行し、福祉に関する情報の提供や福祉に関するイベントなどを紹介するとともに、ホームページを随時更新し、地域住民に向けた広報・啓発活動を推進します。 「うつのみや社協だより」を発行します。(年4回発行) 地区社協の情報を発信するコーナーを充実し、より身近な福祉情報を発信します。 社会福祉協議会の情報を掲載します。(随時更新) 地区社協の情報を発信するコーナーを充実し、より身近な福祉情報を発信します。
②財政基盤の強化  ・社協会員の拡大  ・基金の造成及び適切な運用	地域福祉事業を推進するために、毎年、本会の会員を募集し自主財源となる会費を納入いただくとともに、「ぎんなん基金」についても広報活動や募金箱の設置を行いながら基金の造成に努めます。  普通会员及び賛助会員並びに特別会員の拡大を目指します。  ぎんなん基金寄附金を受け入れます。 募金箱設置箇所の見直しを行うほか、新規設置場所の開拓を行います。 国債及び県債等により、ぎんなん基金を適切に運用します。
③福祉に関する情報発信機能の充実	地域住民の福祉活動への参画の促進を図るため、本会が管理・運営する施設などから地域福祉に関する情報を発信することにより、安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進します。

## 2. 介護保険事業の推進

基本施策 / 事業	内 容
<b>介護保険事業の推進</b>	
①訪問介護事業の運営	介護を必要とする高齢者・障がい者の自宅を訪問し、食事や排泄・入浴などの介助、掃除や洗濯等のサービスを提供します。 ・営業日：年中無休 ・営業時間：7:00～21:00
②通所介護事業の運営	介護を必要とする高齢者・障がい者の方に、入浴・食事・レクリエーション等を通所介護施設で提供します。 ・営業日：月曜日～土曜日 ・営業時間：9:00～17:00
③訪問入浴介護事業の運営	梵天の湯(温泉)を利用し、浴槽を利用者宅に設置し入浴介護サービスを提供します。 ・営業日：月曜日・水曜日・金曜日 ・サービス提供時間：9:00～17:00
④居宅介護支援事業の運営	要介護者の方が居宅において、自立した日常生活を営むために必要な居宅サービス等が適切に受けられるよう、居宅サービス計画(ケアプラン)の作成や相談援助を行います。 ・営業日：月曜日～金曜日 ・営業時間：8:30～17:00



### 3. 指定管理施設等の管理・経営

基本施策 / 事業	内 容
指定管理施設の管理・経営	
①老人福祉センターの管理・経営(5施設) ・ことぶき会館 ・ふれあい荘 ・やすらぎ荘 ・すこやか荘 ・上河内	各老人福祉センターの効果的・効率的な管理・経営に努めます。 ・健康増進・教養向上事業 ・生活相談・健康相談事業 ・老人福祉センター文化祭 等  開館時間 9:30～16:00 9:00～16:00(上河内)  ことぶき会館 休館日 月曜日・国民の祝日・年末年始 ふれあい荘 休館日 日曜日・国民の祝日の翌日・年末年始 やすらぎ荘 休館日 水曜日・国民の祝日・年末年始 すこやか荘 休館日 日曜日・国民の祝日の翌日・年末年始 上河内 休館日 土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始
②地域活動支援センターの管理・経営(3施設) ・雀の宮作業所 ・若草作業所	各地域活動支援センターの効果的・効率的な管理・経営に努めます。 ・社会参加促進事業 野外レクリエーション(年2回) 社会見学(年2回) ・地域に根ざした活動 地域での各種祭典等に参加(年5回) ・文化教養講座 健康講座 茶話会(年2回) ・健康づくりのための行事参加 スポーツ大会への参加(年2回)  開館時間 8:30～17:15 休館日 土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始
・障がい者福祉センター	・地域活動支援センター事業(在宅障がい者の通所による日常生活の支援) ・講座事業(15講座を実施) ・障がい者福祉センター事業(医療・生活相談、センター交流会、福祉図書貸し出し等) ・広報・利用促進(定期的に機関紙を発行) 開館時間 8:30～17:15 休館日 土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始
③総合福祉センターの管理・経営(2施設) ・宇都宮市総合福祉センター ・河内総合福祉センター	各総合福祉センターの効果率・効率的な管理・経営に努めます。 地域福祉活動の拠点として、福祉情報の提供や活動場所の提供を通して、地域福祉活動の増進に取り組みます。 ・ボランティアグループ等への会議室・研修室の貸出 ・福祉情報の提供 等  宇都宮市総合福祉センター 開館時間 9:00～21:00 休館日 年末年始(12/29-1/3) 河内総合福祉センター 開館時間 9:30～16:30 休館日 月曜日・国民の祝日・年末年始(12/27-1/4)

<p>④茂原健康交流センターの管理・経営 (1施設)</p>	<p>茂原健康交流センターの効果率・効率的な管理・経営に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくり講座事業</li> <li>・高齢者生きがい講座</li> <li>・感謝イベント等</li> </ul> <p>開館時間 10:00～21:00 休館日 月曜日・年末年始</p>
<p>市からの受託事業の実施</p>	
<p>①障がい者生活支援センター事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合福祉センター</li> <li>・子ども発達センター</li> </ul>	<p>障がいのある方が、在宅で安心して生活が送れるよう、様々な相談に応じながら支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援体制の充実</li> <li>・各種講座・教室の運営 パソコン講座(年24回) 料理教室(年24回)等</li> </ul>
<p>②地域包括支援センター事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター御本丸</li> <li>・上河内地域包括支援センター</li> </ul>	<p>地域で暮らす高齢者の方を介護・医療・福祉など様々な面から総合的に支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な事業 総合相談 権利擁護業務 包括的・継続的マネジメント 介護予防マネジメント 介護予防事業等</li> </ul>
<p>③日中一時支援事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日中一時支援事業(すずめ)</li> <li>・日中一時支援事業(うだい)</li> <li>・日中一時支援事業(かわち)</li> </ul>	<p>障がい児(者)の方に、家庭や学校以外での社会生活訓練、余暇活動を通じた協調性・社会性などの習得の場を提供することにより将来の自立を見据えた健全育成を支援するとともに、保護者の負担軽減を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・野外レクリエーション(年2回)</li> <li>・季節のイベント(毎月)等</li> </ul>
<p>④訪問介護員養成研修事業の実施</p>	<p>高齢者や心身障がい児(者)等の多様化するホームヘルプサービスのニーズに対応するため、必要な知識・技能を有する訪問介護員(ホームヘルパー)の2級課程養成事業を実施します。(年1回)</p>
<p>⑤身体障がい者福祉バス事業の実施</p>	<p>身体に障がいを持つ方の社会参加を促進するため、身体障がい者福祉バス「友愛号」を運行します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用対象者 市内に居住する障がい者及びその介護者等</li> <li>・利用の範囲 機能回復訓練、研修会等</li> <li>・乗車定員 32名まで(車イス2台可)</li> <li>・運行の範囲 1日の走行距離、おおむね200km以内</li> </ul>
<p>⑥ゆうあいひろばの管理・運営</p>	<p>大型遊具などでの健全なあそびや工作教室等の活動を通じて、子供たちの心身の健康を増進し情操を豊かにすることを目的とした広場を管理運営します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・おもちゃクリニック(年10回)</li> <li>・工作教室(月4回)</li> <li>・よみきかせ(月4回)</li> <li>・子育て支援事業【子育て座談会】(月1回)</li> <li>・季節事業(年6回)等</li> </ul> <p>開館時間 9:00～18:00(青少年エリア 9:00～19:00) 休館日 年末年始(12/29-1/3)</p>
<p>⑦奉仕員養成講座の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手話奉仕員養成講座</li> <li>・点訳奉仕員養成講座</li> <li>・音訳奉仕員養成講座</li> </ul>	<p>地域で活動できる各種奉仕員の養成講座を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>手話奉仕員養成講座 全41回</li> <li>点訳奉仕員養成講座 全40回</li> <li>音訳奉仕員養成講座 全35回</li> </ul>
<p>⑧要約筆記者派遣事業の実施</p>	<p>聴覚障がい等により文字による通訳が必要な方を対象に、要約筆記者を派遣します。</p>

県社協からの受託事業の実施

<p>①権利擁護センター「あすてらす」事業の実施</p>	<p>認知症や知的障がいなどの理由により判断能力が不十分な方を対象に、住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用に関する相談・助言や利用手続き、日常的な金銭支払いなど、日常生活の支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービスの利用援助</li> <li>・日常的な金銭管理サービス</li> <li>・書類等預かりサービス</li> <li>・日常生活の見守り</li> </ul> <p>一般相談 月曜日～金曜日 9:00～16:00          専門相談 4か月に1回(6・10・2月)・第2火曜日          10:00～12:00 弁護士が対応</p>
<p>②地域福祉権利擁護システム整備モデル事業の実施 ※新規事業</p>	<p>認知症や知的障がいなどの理由により判断能力が不十分な方々の権利を尊重するため、成年後見制度を活用した権利擁護システムの整備を図るためのモデル事業を行います。(2年間)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人後見受任に向けた検討委員会の設置</li> <li>・法人後見ケースの地域ニーズ調査</li> <li>・市町長申立委員会の設置</li> <li>・市民後見人の養成事業 等</li> </ul>
<p>③成年後見制度研修会の実施 ※新規事業</p>	<p>地域包括支援センターや民生委員、福祉協力員等を対象に、日常生活自立支援事業を含めた成年後見制度に関する研修会を開催し、生活支援員の養成と成年後見制度の普及を図ります。</p>
<p>④生活福祉資金貸付事業の実施</p>	<p>失業者等、日常生活全般に困難を抱えている世帯に対して、継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資金の種類             <ul style="list-style-type: none"> <li>総合支援資金</li> <li>福祉資金、教育支援資金</li> <li>不動産担保型生活資金</li> <li>臨時特例つなぎ資金</li> </ul> </li> </ul>